

水戸家庭裁判所委員会（第24回）議事概要

1 開催日時 平成27年1月29日（木）午後3時から午後5時まで

2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室

3 出席者（委員）

青木雅弘，阿久津正晴，桐ヶ谷敬三，澁谷輝一，関根亮，橋本和雄，藤澤順子，牧野恵美子，村島英嗣，森田冴子，森田多美子（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 金子隆男，首席書記官 木村史郎，事務局長 宮下一次，次席家庭裁判所調査官 佐藤利明，次席家庭裁判所調査官 横田眞由美，次席書記官 鈴木隆光，事務局次長 後藤健司，訟廷管理官 間野元晴，総務課長 田中一男，主任書記官 田山勝典

4 議事

(1)ア 新任委員挨拶（桐ヶ谷委員，橋本委員）

イ 志田前委員長が委員を退任したので，互選により桐ヶ谷委員を委員長に選任した。

(2) 今回のテーマ「少年法制の改正を踏まえた少年の処遇等について - 再非行防止に向けた取組の充実 - 」

ア 少年院法及び少年鑑別所法に関して，水戸少年鑑別所長から説明が行われた。

イ 少年の社会貢献活動に関して，水戸保護観察所総括保護観察官から説明が行われた。

ウ 改正少年法のあらましに関して，少年事件担当の主任書記官から説明が行われた。

エ 家庭裁判所で行っている再非行防止のための取組に関して、少年事件担当の次席家裁調査官から説明が行われた。なお、説明の中で、平成23年の第18回家庭裁判所委員会において指摘のあった、保護者に対する働き掛けを効果的な内容とすることや長期的な働き掛けを工夫することなどの点について、水戸家庭裁判所としては、少年友の会会員が保護者と面接して助言や支援をする取組を行ったり、自立援助ホームの運営者が講師となって、ロールプレイやグループワークを行うとともに、保護者同士がお互いに抱える問題について話し合う機会を設けたり、大学教授や学生ボランティア、少年友の会の会員の協力を得て、親子関係を調整するための親子合宿を行ったりしていることが紹介された。

(3) テーマについて意見交換をした概要（ 委員， 事務担当者）

私は、少年友の会の会員として社会奉仕活動に何度か携わりました。主に老人福祉施設で、少年と会員とが一緒にボランティア活動を行います。介護施設では、食事やゲームの介助、部屋の掃除などを行いますが、その中で少年が施設利用者と会話をする機会があります。少年たちは、最初のうち硬い表情で戸惑った表情を見せますが、施設利用者の方からの働き掛けや言葉掛けに引っ張られるようにして、顔をほころばす場面に何度か出会いました。少年たちにとって、このような体験はこれまでなかったのだと感じ、こうした体験型の教育的措置が少年のためになっていると考えながら接しています。

会員としては、少年の不安や緊張に対する配慮をしつつ、手を差し伸べながら寄り添うことなど、裁判所とは違った側面から、一般の国民として、少年たちを周囲から支えている存在があることを感じてもらえるよう活動しています。

再犯防止のためには、少年が同世代の活動に参加することも望まし

いと考えています。地域のクラブ活動や学校の部活動などに参加することによって、同世代が何を考えているのか、それまでの自分の活動とは違う同世代の人達と触れることによって共感を得ることがとても大事であり、その中で気づくことも多いのではないかと感じます。

立場上、少年事件で少年と接することになりますが、少年だけでなく保護者からも話を聞くことがあります。個人的な感覚としては、保護者の意識が低く、自分の子供であるにもかかわらず、他人事のように捉えている保護者が多いと、最近特に感じています。少年に対する働き掛けは当然重要ですが、それと並行して、保護者に対し、親としての心構えを指導する機会を充実させた方がよいと感じています。

そのため今行われている保護者に対する働き掛けを、今後も引き続き継続していただきたいと思っています。少年と接する機会が多いのは、第一に保護者だと思えますし、仮に少年院に収容したとしても、いずれは退院することになるため、そのときに保護者として、きちんと受け入れる態勢や心構えを持ってもらうことが、再犯防止に向けて大事であると日頃の執務を通じて感じています。

少年友の会の活動として、昨年4月から9月まで、6回にわたって、保護者に対する支援として、面接を行いました。保護者には、一定の傾向があるわけではなく、放任や拒否がある一方、密着し過ぎるケースもあり、多様で極端だと感じており、その対応はケースによって全く異なると考えています。

面接を通して信頼関係が深まると、子をかばったり、自身が強がったり、無理をしている状況が見えてくることがあります。私が心掛けていたのは、保護者の話を親身になって聞くことで、決して批判はしないことを肝に命じていました。時には、この面接が少年の再犯を防ぐことを目的としている旨確認したり、軽いものでも犯罪は犯罪であることを伝

えたりしながら，複数回の面接を通して，保護者自身に少年との関わり方を改めて考えてもらうようにしています。

面接の中で，保護者としての思いのたけを十分に語り尽くした時間というのが，少年との関わりを深く考え直すために必要な時間だったと感じています。

保護者が自らの問題点に気づくための過程は様々であり，保護者へのアプローチの仕方についても，より実りある対応を実践していく必要があると考えています。

犯罪や非行の原因として，家庭内での自分の存在感が極めて薄いことや保護者がそのことを重く受け止めていないことが挙げられます。かつて私に対応した少年は，話しかけても当初は会話が閉ざされた状態でした。高校の単位が足りず，退学の可能性もありましたが，少年だけでなく，両親とも面接を進め，家族との挨拶や会話を実践してもらうことで，少年が両親からの愛情を感じられるようになり，今では，高校は必ず卒業したい，将来的には会社を経営したいと希望を持つようになりました。一番大きかったのは，少年が自分の存在を感じられるようになったことだと感じました。

少年が警察に身柄を拘束され，観護措置がとられた場合に，審判という厳粛な場で，裁判官から質問されたり，付添人や家裁調査官から指導されたり，保護者が語る話を聞いたりすることは、少年にとっては大事な場面だと思っています。少年には，関係者が少年の更生を期待しているからこそ厳しく接していることが伝わり，少年が真面目に生きていこうと考えてくれればと思っています。

少年が非行をする要因としては，資質上の問題，それに影響を与える交友関係，あるいは家庭環境などの外部的な要因がありますが，少年は，こうした要因について，家裁調査官や付添人と話をする中で自

分なりに振り返り行います。審判の場でも、裁判官から改めてさまざまな問いかけ、あるいは説諭をして、その内省を更に深めるきっかけになるとよいかと思えます。

また、自分が被害者の立場に立ったらどう思うかという点も考えさせた上で、自分の行為や結果に対する責任の重さを自覚してもらうことも大切だと思えます。

そして、審判によって受ける処分や処分を受けた理由なども理解して、今後、自分がどこを改善すればよいかという点に意識が向き、自覚できるような審判が望ましいと思えます。

「国選付添人の選任の範囲が拡大した中で、国選付添人の選任は増加しているのか」との御質問について説明します。平成24年度の水戸家裁管内の国選付添人の選任件数は4件、平成25年度は6件、年度途中で選任範囲の拡大がありました平成26年は、司法統計上の速報値では30件と、国選付添人を選任した事件が増加しています。特に平成26年のうち、改正少年法施行日の平成26年6月18日以降の選任対象事件に限定しますと、23件となっています。

「今回の法改正において、今後の課題として見送られた事項があるか」との御質問について説明します。今回の法改正は、平成20年改正法の附則3項で「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」旨の規定を踏まえて改正されたものですが、衆議院法務委員会等において、観護措置がとられたぐ犯少年への国選付添人制度の適用については、引き続き検討を行うこと、犯罪被害者等が別室でモニターにより少年審判を傍聴する方法の導入及び傍聴対象事件の拡大について引き続き検討を行うこと、少年に対する不定期刑の在り方について、

存否も含めた幅広い検討を行うことなどが付帯決議されました。

「法改正を広く一般市民に対して情報発信していただきたい、特に中学校や高校のPTAなどに、啓発や情報提供などを行ってはどうか」との御提案がありました。法改正の広報は、法律を主管する法務省で行われていますが、裁判所としても、毎年5月の憲法記念日の機会や10月1日の法の日の機会に広報行事を行い、裁判所を国民の皆さんに知っていただくという観点から、制度説明会や模擬少年審判等を実施しています。もっとも、一般法教育の観点では、小中学校への法教育の協力、特に思春期のお子様を抱える保護者の方との関わりについては、これからの課題であり、法教育をはじめとした裁判所の一般広報のあり方については、今後、検討を重ねて行きたいと考えています。

少年への体験的な教育、保護者への働き掛け、審判における教育的措置など、これまでの議論の中での各委員からの御指摘を受け止め、今後、裁判所としても再非行の防止に向けて努力して行きたいと考えています。

以 上